

# 令和7年国東市農業委員会 第9回（9月）総会議事録

1. 開催日時 令和7年9月10日（水）14:00～14:45

2. 開催場所 国東市役所 2階 201・202会議室

3. 出席委員 (農業委員) 15名

1番 古田 明敏 委員、2番 藤本 徹 委員、3番 豊田 聖祐 委員、  
4番 末綱 博子 委員、5番 小笠原玉代 委員、6番 坂本 貢 委員、  
7番 森重なるみ 委員、8番 神田 勝士 委員、9番 岩竹 忠洋 委員、  
10番 有次 昭二 委員、11番 松原 雅之 委員、12番 松原 正 委員、  
13番 吉田 洋一 委員、14番 佐藤 司 委員、15番 秋國 崇己 委員

(農地利用最適化推進委員) 2名

前後 泉委員、河野 弘幸委員

4. 欠席委員 0名

5. 出席職員 主幹 吉田 典弘、主任 橋 卓弥

6. 議事録署名委員の氏名 13番 吉田 洋一 委員、14番 佐藤 司 委員

7. 議事日程

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第50号 農用地利用集積計画について  
議案第51号 農用地利用配分計画について  
議案第52号 農用法の規定による非農地証明書の交付について  
議案第53号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について

8. 報 告 事 項

9. 協 議

10. そ の 他

発言者	発言内容
事務局	<p>只今より令和7年第9回国東市農業委員会総会を始めます。はじめに、本日の資料確認をします。</p> <p>(資料確認終了)</p> <p>出席確認：本日は、出席は15名で、在任委員全員出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会が成立することを報告します。</p> <p>それでは秋國会長にご挨拶をお願いし、引き続き、本総会の議事進行をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。13番吉田洋一委員と14番佐藤司副会長を指名しますので、よろしくお願いします。</p> <p>それでは議案第47号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第47号農地法第3条の規定による許可申請について、資料に基づき、説明いたします。</p> <p>申請番号39番 土地の所在は、〇〇〇、地目は田で、面積は1,809m<sup>2</sup>です。外に田が4筆の合計5筆です。合計の面積は4,764m<sup>2</sup>です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇弘さんです。申請事由について、譲渡人は、「市外在住により管理できないため。」、譲受人は、「当該農地を耕作するため。」です。売買による所有権移転です。</p> <p>申請番号40番 土地の所在は、〇〇〇、地目は畠で、面積は500m<sup>2</sup>です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請事由について、譲渡人は、「高齢により管理ができないため。」、譲受人は、「当農地を耕作するため」です。売買による所有権移転です。</p> <p>申請番号41番、土地の所在は、〇〇〇1、地目は田で、面積は250m<sup>2</sup>です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請事由について、譲渡人は、「市外在住により耕作ができないため。」、譲受人は、「当該農地を耕作するため」です。売買による所有権移転です。</p> <p>申請番号42番、〇〇〇、地目は畠で面積は151m<sup>2</sup>です。外に畠が1筆、合計2筆です。合計の面積は、482m<sup>2</sup>です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請事由について、譲渡人は、「県外在住により管理ができないため」、譲受人は、「当該農地を耕作するため。」です。売買による所有権移転です。〇〇さんは現在〇〇在住ですが、今回取得する農地に隣接する家を購入し10月に引っ越してくる予定です。以上となります。</p>

議長	議案第 47 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 39、40、41、42 番について事務局より一括して説明がありました が、質疑・意見はございませんか。
○○委員	有償となっていますが、農業委員として、適正価格かどうかの判断は しなくて良いのですか。
事務局	個人間の契約なので、適正価格の判断はしていません。
議長	現在は農地について、草刈り管理もできないので、農地を引き取って もらう人が多い。譲渡しについては双方の話しで成立しています。 その他、質疑・意見はありませんか。
○○委員	42 番について、耕作中となっていますが、機械とかは持っています か。
事務局	今回、空き家バンクで家と併せて農地を購入する予定で、家の隣に 倉庫もあって、農業用機械も入っていました。草刈りしていたのも確認 できましたし、今回、玉ねぎを栽培すると言っていました。また農地が 広くないので、自家用菜園で耕作すると言っていたので、問題はない と判断しました。
議長	他の質疑・意見はありませんか (質疑・意見なし) それでは議案 47 号農地法第 3 条の規定による許可申請について承 認される方の挙手を求めます。 (○○委員挙手なし) 議案第 47 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、賛成 多数で承認されました。 続きまして議案第 48 号農地法第 4 条の規定による許可申請につ いて、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 48 号 農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請に ついて、資料に基づきご説明申し上げます。申請番号 4 番、申請地 は、○○○、地目は田で合計面積 166 m <sup>2</sup> の、周りを農地と宅地、市道

に囲まれた農業公共投資の対象となっている農用地区域内農地であり、第2種農地と判断されます。転用目的は、倉庫建築、コンクリート舗装です。

申請地は、国東市役所○○から南東へ直線で約 5.1 kmに位置し、北は宅地、西・南は農地、東は市道に囲まれています。

転用者は○○○にお住いの個人です。農機具を収納したり、作業場とするための倉庫の追認申請です。20 年位前に、家の増築と浄化槽を設置しました。また今回申請の 1139 番に倉庫も建てていましたが、過去に撤去しました。

今回、倉庫建築や花壇を設け、その他の部分をコンクリート舗装するにあたり、1139 番に増築部分、浄化槽がかかっていることがわかつたため追認案件となります。そのため、転用者から始末書の提出を受けています。今回の追認の申請面積は 166 m<sup>2</sup>で、計画平面図から転用面積は適正と認められます。

追認申請であり、また、周辺農地の所有者から、当該農地を転用して利用することについて同意を得ており、日照・通風等への影響を含め、周辺農地への営農上の支障はないものと考えられます。

転用に要する費用については、○○万円を見込んでおり、それにみあつた金融機関の残高証明書が添付されています。本人の通帳の写しを雨水については、花壇部分は自然浸透で、申請地の西側・南側はコンクリート製の水路で囲まれ、北側は申請者の自宅、東側は市道に囲まれているので、隣接する農地へ土砂が流出する恐れはないものと考えます。

議 長

本日は地区担当の○○推進委員に来ていただいているので、ご意見を伺いしたいと思います。

○○推進委員

周囲の農地は所有者に同意をもらっていて、影響がないと思います。

議 長

議案第 48 号農地法第 4 条の規定による許可申請について事務局及び推進委員より説明がありましたが、質疑・意見はございませんか。

○○委員

20 年前に一度申請しているのですね。今回、発覚したのは再申請したから発覚したのですか。

事 務 局

これまで農地法を理解していないく、何も申請していなかったので、今回、初めて申請し、始末書の提出をしたところです。

議 長

他に質疑・意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

それでは議案 48 号農地法第 4 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議案第 48 号農地法第 4 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。

続きまして議案第 49 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 49 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について、資料に基づき、説明いたします。

申請番号 10 番、申請地は、○○○、地目は畠で 面積 29 m<sup>2</sup>の市街化の傾向が著しい区域内にある農地で第 3 種農地です。転用目的は進入路及び花壇です。

申請地は、国東市役所○○から東へ直線で約 3.1 km に位置し、周囲は宅地に囲まれています。

転用者は申請地を進入路とする宅地の所有者で、施工時期は不明ですが、所有者の父または祖父が、自宅への進入路が狭かったので、進入口を広げるために花壇部分に隅切りを設け、花壇部分も含めての転用する追認申請です。このため、始末書が添付されています。本件は、追認案件であり、新たに転用に要する費用はありません。以上です。

議長

本日は、○○地区担当の○○推進委員に来ていただいているので、申請についてのご意見を伺いたいと思います。

○○推進委員

現在の周辺の状況、用途のとおりに施工した場合、周辺の状況、転用許可について問題はありません。

議長

議案第 49 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請番号 10 番について事務局及び担当地区推進委員より説明がありましたが、質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

それでは議案第 49 号農地法第 5 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

	<p>議案第 49 号農地法第 5 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>それでは議案第 50 号農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 50 号の農用地利用集積計画について、資料に基づき、説明いたします。利用権の設定は、総数 126 筆で 162,740 m<sup>2</sup>です。内訳としては田のみで 126 筆、162,740 m<sup>2</sup>です。</p> <p>詳細につきましては、資料の 5 ページから 10 ページをご確認ください。</p>
議長	<p>議案第 50 号の農用地利用集積計画について、事務局より説明がありましたが、質疑・意見はございませんか。</p>
○○委員	<p>私の父が亡くなっていて、亡くなった人の名前ではおかしいと思い、司法書士に依頼して相続したのですが、相続しなくても問題ないのでですか？</p>
○○委員	<p>相続権者の 1/2 以上の合意があれば大丈夫となっています。</p>
議長	<p>他に質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
	<p>それでは議案第 50 号農用地利用集積計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
	<p>議案第 50 号農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>続きまして議案第 51 号農用地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 51 号の農用地利用配分計画について、資料に基づき、説明いたします。配分計画は、総数が 126 筆で 162,740 m<sup>2</sup>です。内訳としては田のみ 126 筆で、162,740 m<sup>2</sup>です。</p> <p>詳細につきましては、12 ページから 17 ページをご確認ください。</p>

議長	<p>議案第 51 号の農用地利用配分計画について、事務局より説明がありましたが、質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは議案 51 号農用地利用配分計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 51 号農用地配分計画について、全会一致で承認されました。それでは議案第 52 号農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局</p> <p>議案第 52 号農地法の規定による非農地証明書の交付について、ですが総会資料 18 ページの申請番号 15 番の地番が間違っています。そのため、本日差し替えを配布していますので、そちらをご確認ください。それでは、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号 15 番 土地の所在は〇〇〇、地目は田で合計面積は 257 m<sup>2</sup>です。申請人は、〇〇さんです。申請事由については、「20 年前までは亡き父が管理していたが、その後管理する者がなく、現在は山林化しており農地として利用できる見込みがないため。」です。現在地等は資料をご確認ください。</p> <p>申請番号 16 番 土地の所在は〇〇〇、地目は畠で合計面積は 155 m<sup>2</sup>です。申請人は、〇〇さんです。申請事由については、「14 年前に父が亡くなって以降管理する者もなく、雑木が生えて耕作できないため。」です。現在地等は資料をご確認ください。</p> <p>議長</p> <p>議案第 52 号農地法の規定による非農地証明書の交付について、申請番号 15 番、16 番について事務局より説明がありましたが、質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは議案第 52 号農地法の規定による非農地証明書の交付について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 52 号農地法の規定による非農地証明書の交付については、全会一致で承認されました。</p> <p>議案第 53 号農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
----	--

事務局	<p>19 ページをご確認願います。議案第 53 号、農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号 2 番、申請地は○○○外 1 筆 地目は畠で 面積は 2 筆で 803 m<sup>2</sup>の農用地区域外の市街化の傾向が著しい第3種農地です。転用目的は農業用倉庫設置です。</p> <p>申請地は、国東市役所○○○から北へ直線で約 390m に位置し、周囲は宅地と農地に囲まれています。転用者は、NPO 法人を経営している代表者個人です。</p> <p>転用者は、平成 28 年 4 月に当該農地に法人の事業に供する農機具倉庫を建設する転用申請をして許可を受けていましたが、その後、体調不良・手術により計画通り申請内容を実施することができませんでした。</p> <p>今回、法人の事業を再開したく、設置する倉庫の規模を縮小して変更申請をすることとなりました。転用面積は 2 筆合わせて 803 m<sup>2</sup>で、2 棟の倉庫を設置します。雨水については、自然浸透です。倉庫の規模は、平成 28 年の許可時よりも規模が小さくなっています。日照・通風等への影響を含め、周辺農地への営農上の支障はないものと考えられます。転用に要する費用は、131, 000 円と見込んでおり、それを満たす銀行の残高証明書が添付されています。工事期間は、許可後より令和 7 年 12 月 31 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。</p>
議長	<p>議案第 53 号農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について、事務局より説明がありました。質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>議案第 53 号農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 53 号農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>報告事項について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案書 20 ページを確認願います。次のとおり農地変更届がありましたので報告します。</p> <p>申請番号 4 番、所在地は○○○、地目は畠で面積 110 m<sup>2</sup>の農用地区域内の農業公共投資の対象となっている生産力の高い第1種農地です。届出人は ○○さんです。用途は 農業用倉庫です。面積は</p>

	<p>18.60 m<sup>2</sup> です。農機具の収納倉庫として申請者の親が所有していた農地にあったものを、平成13年ごろ基盤整備事業に伴ってその倉庫を撤去する必要があったため、母が、農地法に係る届け出をせずに、所有していた当該農地にその農業用倉庫を移設したものです。</p> <p>東西南は宅地、北側は申請人所有の農地で、日照・通風等の影響を含め、周辺農地への影響はないものと考えられます。以上です。</p>
議 長	報告事項について、何か質疑・意見はありませんか。
○○委員	基盤整備事業を実施している時に農業委員会への届け出についてなかったのですか。
事 務 局	ご家族は当時、許可をもらっているはずだと言っていますが、農業委員会事務局で確認したところ、当時、届け出している経過はなかったので、今回、農地変更届けを提出していただきました。ご家族は移設費用としてお金をもらったと言っていますが、許可については何か勘違いしているようです。
○○委員	基盤整備の時に市も絡んでいますね。
事 務 局	当時、農政課が担当しています。移設先も農地なので農業用倉庫なので農地から農地になるので、当時は問題ないという判断だと思います。
議 長	その他ご質疑・意見はありませんか。
	(質疑・意見なし)
	報告事項について事務局よりお願いします。
事 務 局	<p>次のとおり農地変更届がありましたので報告します。</p> <p>申請番号 5 番、所在地は○○○、地目は田で 面積 240 m<sup>2</sup>の農用地区域内の農業公共投資の対象となっている生産力の高い第1種農地です。届出人は○○さんです。用途は 農業用倉庫で、面積は 107.60 m<sup>2</sup> です。農機具や収穫した作物の収納倉庫として農地法の届け出をせずに、60年位前に建てたものです。その後、老朽化したので平成17年に農業用倉庫を道路と同じ高さに建て替えるとともに倉庫の周りをコンクリート舗装し、残地は畑として利用しています。</p> <p>東西南は農地、北側は市道で、日照・通風等の影響を含め、周辺農地への影響はないものと考えられます。以上です。</p>

議長	報告事項について、質疑・意見はありませんか。 (質疑・意見なし) 続きまして、協議事項があれば事務局からお願ひします。
事務局	本日、協議事項はありません。
議長	本日は以上になりますが、その他、質疑・意見のある方はいませんか。 (質疑・意見なし)
	それでは副会長に閉会のあいさつをお願いします。
副会長	本日も慎重な審議をありがとうございました。農業委員会は農地を守ることが使命でありますので、農業をできない人が農業ができる方に譲るということを認識していただきたいと思います。それではこれをもちまして、第9回農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。
	議長 議事録署名委員 議事録署名委員